

## 1 事業名

所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

## 2 事業の概要

現下の経済・雇用情勢、国や県の動向、一般職員との均衡などを総合的に勘案して、議員並びに市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員の期末手当の支給月数の引上げを行うため、所要の改正を行うものである。

## 【改正概要】

## (1) 令和5年度

区 分	期末手当支給割合	
	現 行	改正後
6 月 支 給 分	2.2 月	現行どおり
1 2 月 支 給 分	2.2 月	2.3 月
年 間 支 給 割 合	4.4 月	4.5 月

(令和5年12月1日から適用)

## (2) 令和6年度以降

区 分	期末手当支給割合	
	令和5年度	改正後
6 月 支 給 分	2.2 月	2.25 月
1 2 月 支 給 分	2.3 月	2.25 月
年 間 支 給 割 合	4.5 月	4.5 月

(令和6年4月1日から適用)

## 3 他自治体の類似する政策等

県内の他自治体においても、議員並びに市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員の期末手当について、一般職員の期末手当及び勤勉手当の引上げとの均衡などを考慮して、それぞれの判断のもと改正が行われる見込みである。

4 市民参加の実施の有無とその内容  
なし

5 関係法令、基本計画との整合性  
地方自治法

6 事業費及びその財源等

**【改正による影響額】**

(1) 議員

2,232 千円

(2) 市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員

514 千円

7 その他

添付資料

・新旧対照表

新

旧

議案第130号 所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

◎所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係）

（期末手当）

第7条 期末手当は6月及び12月に支給し、それぞれの期末手当の額は議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額とする。

2 略

（期末手当）

第7条 期末手当は6月及び12月に支給し、それぞれの期末手当の額は議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の220を乗じて得た額とする。

2 略

◎所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）

（期末手当）

第7条 期末手当は6月及び12月に支給し、それぞれの期末手当の額は議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額とする。

2 略

（期末手当）

第7条 期末手当は6月及び12月に支給し、それぞれの期末手当の額は議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額とする。

2 略

◎所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正（第3条関係）

（期末手当）

第3条 期末手当は6月及び12月に支給し、それぞれの期末手当の額は給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額とする。

（期末手当）

第3条 期末手当は6月及び12月に支給し、それぞれの期末手当の額は給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の220を乗じて得た額とする。

◎所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正（第4条関係）

（期末手当）

第3条 期末手当は6月及び12月に支給し、それぞれの期末手当の額は給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額とする。

（期末手当）

第3条 期末手当は6月及び12月に支給し、それぞれの期末手当の額は給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額とする。